三　管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官
五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官
六　四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察教養規則の一部改正）

第九条　警察教養規則（平成十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施） **第五条**　［略］ 2　警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長（当該地方機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局長）、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しなければならない。 3　［略］	（実施） **第五条**　［同上］ 2　警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しなければならない。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十条　犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　管区警察局長の職にある者 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官